

「(仮称) 稲庭田子風力発電事業」環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 工事の実施に当っては、残土の発生量を最小限とするなど、環境に配慮するとともに、事業実施区域内に存在する「奥羽山脈緑の回廊」内においては、風力発電機の設置だけでなく、取付道路等の付帯設備の設置のための改変についても極力回避又は低減すること。
- (4) 事業実施区域周辺において他の事業が計画されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業について情報収集に努め、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 鳥類、コウモリ類及び昆虫類

鳥類、コウモリ類及び昆虫類については、専門家の意見を聴きながら適切な調査期間等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(3) 魚類及び底生動物

魚類及び底生動物については、専門家の意見を聴きながら適切な調査地点等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(4) 植物及び生態系

植物及び生態系については、専門家の意見を聴きながら適切な調査地点及び調査期間等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(5) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(6) その他

緑の回廊内での事業実施に係る関係機関との協議等、事業の実施に当たり必要となる各種許認可手続き等については、関係機関と速やかに協議を進めること。